

社会福祉法人 山鹿むつみ福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山鹿むつみ福祉会（以下「法人」という。）定款第8条（評議員の報酬等）、第21条（役員の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(職員である者の特例)

第4条 役員でかつ法人職員である者に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が法人業務のために本市以外に出張するときは、別表に定めるところによりのおり出張旅費として費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は、旅費規程中第7条（鉄道賃）、第8条（船賃）、第9条（航空賃）及び第10条（車賃）を適用する。

(費用の支払い)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものに
ついては前もって支払うものとする。

(報酬額)

第7条 役員の報酬額に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

役員及び評議員	各年度の総額
理事	170万円までの範囲内
監事	20万円までの範囲内
評議員	30万円までの範囲内

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(捕則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月27日より施行する。

(報酬及び費用弁償規程の廃止)

2 報酬及び費用弁償規程(昭和58年3月29日施行)は、廃止する。

(別表)

【評議員】

名 称	報 酬 額
評議員会等会議出席報酬（日額）	8,000円
評議員業務報酬（日額）	8,000円

【理事】

名 称	報 酬 額
理事長報酬（月額）	100,000円
理事会等出席報酬（日額）	8,000円
理事業務報酬（日額）	8,000円

【監事】

名 称	報 酬 額
理事会等会議出席報酬	8,000円
監事業務報酬（日額）	8,000円

【出張旅費】

報酬（日額）	宿泊費（日額）
8,000円	15,000円